

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

一般質問の機会を頂戴し、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、社会福祉法人の理事長によるセクシュアルハラスメントの報道についてお聞きをしてみたいというふうに思います。

配付の資料にもつけさせていただきました。例えば、二枚目、十一月十六日付の朝日新聞では、障害者施設や障害者アートの美術館などの運営を手がける社会福祉法人グロー、滋賀県、の北岡賢剛理事長から性暴力やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを受けたとして、元職員の女性ら二人が北岡氏とグローを相手取り、計約四千二百五十四万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしたと報道がされております。

続けて、この記事では、提訴は十三日付。訴状によると、元職員は二〇一四年に出張先のホテルの部屋で北岡氏にキスされたり性器を触られたりした。その後も被害は続き、所属長に訴えても対策はとられず、昨夏退職した。もう一人の原告で、北岡氏がことし九月まで理事を務めた別の社会福祉法人の幹部の女性は、非常勤職員だった一二年にホテルの部屋で衣服を脱がされるなど、十年以上にわたり被害を受けたという。原告の女性らは十六日にオンラインで会見し、障害者の芸術の仕事に情熱を持っており、自分さえ我慢すれば働き続けられると思っていたなどと語ったというふう

に報道をされております。東京新聞などでは、「被害が長期化 職場の無理解も問題」、「福祉の職場 実力者からセクハラ 「未来に残さない」ということで、これも報道がされているところだ。

これは本当に私は重大なことだと受けとめております。障害者アートの思いがあつて、その仕事をするために、セクシュアルハラスメントの被害を受けてもみずからの心に秘めたままだった被害者の方々の思い、実力者であるがゆえに相談しても解決につながらなかったということを見ると、実は、この被害、もしかしたら氷山の一角ではないかという思いもいたします。次の被害者を生まないためには、しっかりと事実を明らかにしていく必要があると思います。

この北岡氏は、二〇一八年には障害者自立更生等厚生労働大臣表彰も受けておられますし、社会保障審議会の障害者部会の委員や内閣府の障害者

政策委員会の委員も務められている。

昨今おやめになられたという話も聞きます。いつ、どのような理由で辞任をされたのか、内閣府と厚生労働省にお聞きいたします。

○赤澤政府参考人 お答えいたします。

北岡氏につきましては、社会保障審議会障害者部会の委員でございましたが、このたび、十一月二十二日に所属団体を通じて委員の辞任届が提出されました。この辞任届を踏まえ、厚生労働省といたしましたはこれを受け入れることとし、昨日、十一月二十六日付で委員の辞任となったというところでございます。

御指摘の辞任の理由につきましては、一身上の都合と聞いております。

○難波政府参考人 お答えします。

北岡氏につきましては、障害者政策委員会の委員を十一月二十四日付で辞任されました。

これは、本人から辞任の申出があつたことを受けた辞任ということでございます。

○尾辻委員 内閣府の方は、理由は何でしょうか。

○難波政府参考人 理由について具体的などころは承知しておりません。

○尾辻委員 これは理由もなく辞任されるんでしょうか。とりあえず理由は把握していないということですね。

○難波政府参考人 お答えします。理由については特に把握しておりません。

○尾辻委員 結構です。

次に参ります。田村大臣にお聞きしたいと思います。

北岡氏は、障害福祉の分野では非常に有名な方でありまして、障害者行政にも非常に影響力があるというふうな報道をされております。

まず、大臣、この北岡氏は御存じの方なのか、そして、この報道についてどのように受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

○**田村国務大臣** 個別の案件、まだ事実がよくわからない、明らかにされていませんので、これに関してはコメントは差し控えますが、

一般的にセクハラという問題は、これはあつてはならない話だと思います。雇用機会均等法で、やはりこういうものは事業主がしっかりと対応しなきゃならないというふうになっておるわけでありますが、この北岡さんですか、この人に関して、私は、もう最近はずっとお会いしていませんが、以前は何回かお会いしたことがございます。

○**尾辻委員** 大臣、そうすると御存じの方であるということだと思ふんですけれども、どういう方なのかというの、大臣の御認識はどういう方というふうな。

○**田村国務大臣** 滋賀で、アメニティーフォーラムという障害者の方々、アートが中心なんですかね、いろいろな障害者団体の方々も参加される、そういうところに、議員としてパネルディスカッションに参加していただけないかということ、超党派で、民主党の議員の方々とともに何回か参加したというふうに思います。

○**尾辻委員** 大体何回ぐらい、今おっしゃっていただいたアメニティーフォーラムに御出席されていますか。

○**田村国務大臣** 私、記憶にないんですが、厚生労働省で出席したのを調べてもらったんですけども、四回ほど私の名前が書いてあつて、その四回とも出ていたかどうか、名前は四回書いてあつたということはあるようであります。

○**尾辻委員** 厚生労働省にお聞きいたします。

じゃ、過去の、例えば、加藤厚生労働大臣や、その前の根本厚生労働大臣、このアメニティーフォーラムというのは出席されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**赤澤政府参考人** お答えいたします。

御指摘につきましては、厚生労働大臣でなかった期間の出席回数は把握しておりませんことから、明確な回数をお答えすることは困難であると考えております。

○**尾辻委員** それでは、山本副大臣にお聞きしたいと思ひます。

山本副大臣、この北岡氏との面識はございますか。また、アメニティーフォーラム、何度か出席されているように、私、ホームページなどを見るとそのようなんですが、何度ぐらい出席されているのか。あわせて、今回の報道についての受けとめもお聞きしたいと思います。

○**山本副大臣** 尾辻委員にお答え申し上げます。

北岡氏とは、障害者関係でお会いをさせていただきました、いろいろなお話も今までしております。その意味で、アメニティーフォーラムの出席でございませけれども、障害者関係の方がたくさん集まる交流の場ということで、私も調べましたら

九回出席をさせていただいております。

また、報道に關しましては承知しておりますけれども、大臣言われたように、まだこれは個別の報道でございませので、事実関係も明らかでありませので、コメントは差し控えたいと思ひます。

その上で、一般論としては、セクシュアルハラコメントは重大な人権侵害であり、あつてはならないもの、こう認識をしている次第でございます。

○**尾辻委員** ちよつと質問通告はないんですが、大隈政務官、ちよつとアメニティーフォーラムで見ると、大隈政務官も、シンポジストで出られたことがあるのかなというふうに思ふんですけれども、あるなし、もし御記憶あればお答えください。

○**大隈大臣政務官** お答えいたします。

アメニティーフォーラム、滋賀県大津市で開催される、私の地元からも障害福祉団体が何人も参加されている大変すばらしい会だと私は認識しております。

出席させていただいたのは二、三回、シンポジウムの参加が二、三回で、ここ数年は毎年欠かさず、私も楽しみに、障害者アートも含めて、行かせていただいているということでございます。

○**尾辻委員** せつかくなので、こやり政務官も、滋賀県出身ということで、御面識はあるか、また、どのような関係かとか、アメニティーフォーラムに出たことはあるか、今の記憶で結構です、一言お答えいただければと思ひます。

○**こやり大臣政務官** お答えいたします。

残念ながら、私、フォーラムの方に呼んでいただいたことはないというふうな記憶をしております。

す。

以上でございます。

○尾辻委員 今お聞きしているだけでも、大臣、副大臣、そして政務官と、やはり関係が非常に深い方であるということが、まあ、深いかどうかというのには、済みません、あれですけれども、関係があるということは今の答弁でわかりました。

含めて、あと、今、北岡氏については、社会福祉法人としてさまざまな政府のイベントの委託も受けておられるようなんです。

それで、まず、確認していききたいと思えます。

まず、文化庁さんなんですけれども、文化庁さんにおいても、当該社会福祉法人が事務局になっている事業があるというふうにお聞きしております。どのような事業にどれぐらいの金額、委託をされているのかということをまず確認したいと思えます。

○杉浦政府参考人 お答えいたします。

今年度、文化庁では、障害者の文化芸術国際交流事業実行委員会、これがありまして、これにつきまして、障害者芸術の振興等を図る目的で実施している事業を採択しているところでございます。（尾辻委員「金額は幾らでしょう」と呼ぶ）失礼いたしました。金額につきましては、令和二年度は、八千二百八万七千円でございます。

○尾辻委員 こういった事業を担う団体の理事長が今回このような訴訟が起されたということによって報道がされているわけです。税金を使ってこのような事業を継続するに当たっては、やはり法人にこのような事実があるのかどうかの確認や事

情聴取が必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御指摘のこの事案につきましては、我々文化庁の方でも報道で承知しているところでございます。

このため、事業実施への影響を今後精査の上、適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○尾辻委員 適切に対処というのは、当該法人にヒアリングなどをしていただくということも含んでいるのでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、事業実施への影響を精査する中では、例えば、採択のときに計画されていた事業が実施継続できるかどうかといったことが重要になってまいりますので、今後の対応に当たりましては、必要に応じてヒアリングなども考えてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○尾辻委員 事業を実施できるかどうかにもかかわらず、税金を使ってやっている事業の事務局の法人でこのような報道があるわけですから、確認をいただきたいと思えます。いかがですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

文化庁は、先ほど申し上げたとおり、先ほどのこの事業に補助、採択しているわけでございますけれども、それに当たっては、きちっとした審査、それから、その手続に基づいてやっておりますので、その手続等に基づきまして、必要に

じしつかりと対応してまいりたい、このように考えております。

○尾辻委員 ちよつとその認識は私は問題だと思ふんです。この訴訟は起こったばかりですけれども、本当にこれが事実であればゆゆしきことなんです。被害者の方が勇気を持って声を上げられたというふうには私は認識をしておりますから、これは受けとめていただかなきゃいけません。ちゃんとヒアリングをしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、厚労省についてもお聞きいたしますが、厚労省においても、障害者芸術文化活動普及支援事業など、委託事業を当該社会福祉法人がされているというふうにお聞きしております。どのような事業にどのぐらいの金額で委託をされているのか、また、あわせて、厚労省としても、当該法人にヒアリングなどの事情聴取、事実確認をしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきました障害者芸術文化活動普及支援事業でございますが、都道府県と連携し、各都道府県に障害者の方の文化芸術活動を支援するセンターを整備するとともに、これら都道府県のセンターを全国レベルで支援する団体を公募の上採択し設置するものでございます。

当該事業では、今年度、全国レベルの支援団体といたしまして、美術分野として社会福祉法人グローが公募の上採択されているという状況でございます。額は、委託額が一千六百万円、令和二年度、一千六百万円ということでございます。

御指摘のヒアリングの件でございますが、大切なのは適切に事業が実施されるということと考えております。今後の対応に当たっては、必要に応じてヒアリングなども考えられると私どもも認識をしております。

○尾辻委員 ちよっと、もう一回確認ですけれども、事業が継続されるに当たって必要だからヒアリングをするのか。私が求めているのは、このような報道があったことについて、これはゆゆしき事態だと思っておりますので、当該法人にこういった報道が事実かどうか、また、その法人がこの事業を受ける今資格があるのかどうか問われていきますので、事実確認をしていただきたいということを要望しているわけです。いかがでしょうか。

○赤澤政府参考人 お答えいたします。御指摘いただきましたとおり、セクシュアルハラスメントは大変な重大な人権侵害だと私どもも考えております。

事業を実施するに当たって、私ども、こちらの方に事業を公募でお願いしているわけでございますので、大切なのは適切に事業を実施されるということだと思っておりますが、今後の対応につきましては、先生の御指摘も踏まえまして、必要に応じてヒアリングなども考えられると認識しておりますので、適切に対応したいと考えております。○尾辻委員 ちゃんと事実確認していただきたいと思えます。

私は、障害者アートをもっと広めていただくのは、これはすばらしいことだと思っております。厚生労働省にやっていただきたいと思っております。

すし、例えば、厚生労働省の幹部職員の皆さんとか議員が現場の障害者団体と意見交換されるのも、それもすばらしいことだと思っております。これはどんだんやっていただければいいなというふうに思っています。

一方で、その厚生労働省の幹部や有力な政治家とパイプがあるがゆえに、それが権力となつて、十年間に及ぶ法人内でのセクシュアルハラスメントが是正されない、そして、そのままのことがうやむやになって、実績のある方なのだから不問にしようなどということは、やはりこれはあつてはならないことだと思えます。

皆さんも言っていたように、厚労省は、職場からセクシュアルハラスメントをなくそう、そうやって旗を振ってきた省庁ですから、そこはしっかりと襟を正して聞いていただかなければいけないと思えます。

もう釈迦に説法ですけれども、例えば、私は大阪ですけれども、大阪では昔、横山ノック府知事がいらつしやいました。横山ノック府知事、セクシュアルハラスメントにより辞任をされているわけです。一昨年、財務事務次官が、記者の方に対するセクシュアルハラスメント、これも大きな問題になり、最終的には辞任をされました。どうい立場の方であるが、どういう実績があるかが、セクシュアルハラスメントはだめなんです。このことについてはしっかりと受けとめていただきたいと思えますし、この報道の中には、被害者の方はこういうふうにおっしゃっているんですね、人権や尊厳を扱う福祉の職場で未来まで性被害を

残したくないんだと。この言葉を私はしっかりと受けとめなきゃいけないというふうに思えます。

今、ミー・トウ運動というのが世界じゅう広がっています。なぜ声を上げているのか、それは自分が黙ってしまった次の世代、次の仲間が同じような目に遭うからです。それを何とか食い止めた。そのときには、権力関係でハラスメントというのはありますから、非常に声は出しにくいんです。それでも、今こうしているいろいろな方が声を上げているということを私たちは深く受けとめていただかなきゃいけないというふうに思っております。

そして、やはり福祉業界においてこういうハラスメント、人権侵害、実はこれは氷山の一角で、行われていないかということを非常に危惧しております。

昨年は、男女雇用機会均等法が改正されて、セクシュアルハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化までなされたところなんです。やはり福祉の分野というのはどうしても、社会福祉法人がちっちゃかったりして、相談窓口に行ったらそれが即そのハラスメントされる方にも伝わってしまうとかそういうこともあつて、ちよっと法律どおりできていないんじゃないかと思われることが多々ありますので、福祉の分野でもしっかりとセクシュアルハラスメント対策、特に事業主にはセクハラ防止の責務規定があること、相談体制、受け付け体制の整備など、この福祉分野に特化して重点的に取り組む必要があると思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

だけで公認心理師資格の受験資格は取れているわけなんです。ここで、だから、非常に、ちよつとだけ年数が違うだけでこんなことが起こっているわけなんです。

私、やはりこれはぜひ、まずは現状把握。試験センターに連絡しても、試験センターは、あなたは受験資格がありませんで終わりますから、これではもう、まず事実把握できていないんですよ。

大臣、今の話を聞いて、ちよつとさすがにこれは問題というか課題はあると思うんです、この受験資格のあり方。ちよつと現状把握とか、やはりこれは経過措置として単位取得を認めるとか、こういう検討をしていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○田村国務大臣 一応、今の話を聞いておりますと、履修科目の一部免除ですか、一定の対応はあったという話ですよ。周知も多分十分にやっているんだと思います。

そういう意味からしたら、大変お気の毒な話なんですけれども、制度がそういう話になっておりますので、なかなか特例ということは、この方に対して難しいのかなというふうに思いますが。

○尾辻委員 この方だけではどうもないんですね。同じように、このはざま世代、例えばわざわざ一年だったりするんです、その特例期間が、大学で。その機を逃したらもう取れないような仕組みというのがやはりあったんですね、はざまです。だから、もう少しやはり丁寧にこれは見ていただきたい。これは要望にとどめますけれども、ちよつと研究していただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、在日外国人無年金問題についてお聞きをしてみたいと思います。

実は、外国籍障害者の方々がいまだに無年金になっているということがあります。そもそも、在日外国人の方々、日本国民でないということで、国民年金に加入できていませんでした。一九八二年の難民条約発効による国籍要件撤廃後も、このとき二十を超える障害者は、関係整備法附則五条によって、そのまま支給されないということになったわけです。さらに、二〇〇五年から施行された特別障害給付金も、学生や主婦の方々というのは救済されたのに、無年金外国籍障害者は対象とされず、そして今も、二〇二〇年に至っても無年金の状態が続いているというゆゆしき状態が続いております。

実は、この特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、これができたときに、附則において検討というのがあったんです、第二条。ちよつと、さつと読みますね。

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとするというふうに検討事項を置かれたわけです。

この無年金になった外国籍障害者に対して、では、どのような検討がなされてきたのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○高橋政府参考人 国民年金法でございますけれども、先生御指摘のように、昭和五十七年の難民条約の発効に向けた法改正によりまして従来の国籍要件の撤廃がなされ、その際、その法改正の効力は、将来に向かってのみ効力を発生するというふうに規定されました。この取扱いにつきましては違憲性はないという判断がまさに最高裁におきましても出ていますのでございます。

しかしながら、御指摘いただきましたように、改正法施行前に障害者となられまして、日本国籍を有していなかったために障害年金の受給権を有していない方々への福祉的措置、これにつきましては、特別障害給付金支給法の附則第二条の検討規定がございまして、これに基づきまして、年金局といたしましても、地方自治体に聞き取り調査を行うなどしながら検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、我が国の年金制度は、拠出した保険料に応じて年金を支給するということが原則でございまして、国民年金への加入が任意であった時期の専業主婦や学生で障害基礎年金等を受給していない障害者の方々に対しましては、議員立法によりまして特別障害給付金の支給を認めた、これは極めて特例的な措置だと考えます。また、その際、国会でさまざまな御議論があつて、無年金の外国人の障害者については対象に含まれなかった経緯もございまして。

こういったことを鑑みますと、なかなか、無年金外国人障害者の方々に年金制度の延長上の福祉的措置として給付金を支給するというところにつきましては慎重な検討をする必要があると考えております。これまで結論に至ることができていないわけですが、御指摘いただきました法律の附則の検討規定ですとか附帯決議もありますので、引き続き検討はしてまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 済みません、検討の具体的な中身というのは、いつ、どのような検討が政府においてなされたのかということについてお聞きしたいと思います。

○高橋政府参考人 これは、たびたびこれまでも時々、団体等からも御意見がございますし、国会等でも御議論がございます。そのたびごとに、年金局内、幹部を含めまして、議論を重ねてございます。

先ほど申し上げたような、もともとの年金制度の特質、それから、その特質の極めて特例的な措置として特別障害給付金というのが、それとの関係でございますとか、それから、ほかの障害福祉施策との関係等々を検討し、また、平成二十二年には、地方自治体で、この給付金がないということ、独自に事業を行っている自治体もありますので、その聞き取りなども行いながら検討を行ってきたということでございます。

○尾辻委員 ちよつと聞いていますと、ほとんど検討されていないように聞こえるんですね。実際に、ここで、附則で検討というふうには

れたわけですね。二十を超えていらつしやる方々は何の過失もないわけですね、外国籍障害者の方々が。例えば、救済されている方々と、学生と主婦とはまた違うわけですね。この方々には何の過失もなく、ただ単に一九八二年の難民条約のときに二十を超えていたという、ただその一点でもって日本に住んで税金を納めているのに年金がない。これが検討事項になっていくのにつつとほつておかれていくというのは、私、これは本当にゆゆしき問題だと思っております。

二〇一八年には、国連人種差別撤廃委員会の総括所見でも、市民でない者に障害基礎年金の受給資格を認めるよう立法を改正することと勧告もされているわけなんです。

ちよつと、まず事実を聞きますが、実際、無年金になつていく外国籍障害者の方々は何人ぐらいいらつしやるのか。実態調査をされたことはあるんでしょうか。

○高橋政府参考人 御指摘の人数、無年金の外国人障害者の方が何人いるかということでありませぬけれども、もともと、年金の事業運営上、加入記録がない方々の情報というのを厚生労働省として保有しておりますので、なかなか、その方々の実態を把握するというところは難しいわけでございます。

その中で、平成二十二年には、これらの方々に独自に給付金事業を行っている地方自治体、六都道府県、五市町村に対しまして、無年金外国人障害者を対象とした現金給付策についての聞き取り調査を実施してございます。

しかしながら、これも一部の自治体が個々の要件のもとで実施しておりますので、給付金、そのような外国人の障害者の方々の全体像を把握するというところはなかなか難しいというのが現状でございます。

○尾辻委員 例えば自治体でそうやって独自のことをされているところもあるわけですね。やはり、まずはどれぐらいいるのかという実態調査をしていただきたいと思います。

○高橋政府参考人 先ほど申し上げたことの繰り返しになつてしまふんですけれども、これらの自治体、それぞれのところで要件が違うわけでございます。一部の自治体を実施している。そういったことから、そのところの状況を把握することによって、では、全体のどのくらいいるかということの把握は大変難しいということ、なかなか方法がないということを考えているところがございます。

○尾辻委員 まず実態を調べないと、どれぐらいの方がいらつしやるのかということ、そうしたら、どれぐらい予算が必要かということもわからないわけですから、やはり実態把握は大事だと思いますし、国連からも人種差別撤廃委員会からも言われているわけですね。これはやはりちゃんと動かししていく、検討を進めていく必要があると思っております。

ちよつと時間がないので、私、質問していた分、指摘にとどめますけれども、例えばハンセン病療養所の在日コリアンの方々については、入所者給付金、これは一般には自用費と言われているんで

すけれども、名目で、例えば障害基礎年金と同額が支払われているというような実は救済措置もここではあつたりするんですね。

なので、実は、この方々、昨年だったかな、年金生活者支援給付金が来たときに、無年金だからこれももらえなくて、もう本当に自分たちはずっと日本に住んでいるのに何も無いということを憤っておられたわけですね。本当に、この障害のある方々には何の自己責任もない。ただ単に日本政府の都合の中で無年金のポケットに落ちてしまったということだと思います。

大臣、やはり今、二〇二〇年、これはこのままにしておいてはいけないと思うんです。この外国籍障害者無年金問題を解決するために、ちよつとやはり何かしら検討を、検討と書いてあつて、やっているわけですから、ぜひとも検討いただきたいと思ひます。いかがですか。

○田村国務大臣 今話があつたんだと思うんですが、そもそも年金を掛けていない方々は年金にかかわるものももらえないわけで、任意年金のときに掛けていなかった方々に対して、議員立法というふうな、要するに、国民の皆さんに代表される方々が法律をつくって、そしてそういう方々を、救済というか、したわけですね。

そのときに、外国人の方々はそもそも入つておられない。当然ですよね、任意加入の権利もないんですから。義務がなかったわけですからね。その方々を救うといつても、年金は被保険者の方々が要するにお金を出されて、その上でもらわれている話なので、やはり国民的な御理解をいただか

ないと、これはなかなか難しいのであろうなというのが話を聞いていての私の率直な意見です。

その上で、とはいいなながら、検討というのはその議員立法の附則で書かれているというわけでありますから、これからもいろいろな御議論があると思ひますから、慎重に検討はさせていただきたいというふうにも思ひます。

○尾辻委員 もう大臣おっしゃられたとおり、もともと、だから年金に入る資格はなかったわけですから、じゃ、そういうやはり特別障害給付金など、こういうこともぜひ考えていただきたいと思ひます。

最後、ちよつと時間がないんですが、一問、生殖補助医療の親子関係について、ちよつと法務省の方に確認をしていきたいというふうに思ひます。

今、生殖補助医療、非常に議論されているわけですが、この親子関係についてはちよつとですけれども、この親子関係についてはちよつといろいろまだやはり議論をしないといけないことがあると思ひますので、聞きたいと思ひます。

嫡出否認権を喪失した父に対して、親子関係不存在や認知調停等によって嫡出推定を外すということを現在行われます。ですので、嫡出否認権がないということは永遠に法的父親であるという担保ということではないという、この理解で合っているのか、逆に言えば、精子提供者も将来的に認知したり認知されたり、親子関係を確認されたりということが、私これはあり得るんじゃないかと思ひます。法務省、いかがでしょうか。

○とかしき委員長 堂菌法務省大臣官房審議官、申合せの時間が来ておりますので、簡潔に御答弁

をお願いいたします。

○堂菌政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現行の民法七百七十二条の嫡出推定につきましては、判例で例外が認められておりまして、一定の場合には嫡出推定が及ばないという場合がありますということが解釈として行われているところでございます。

ただ、それにつきまして、生殖補助医療でも同じような解釈がされるかどうかというところにつきましては、現行法上確定した判例もございませんし、学説上も定まった見解がないというところでございますので、ちよつと確たることは申し上げられないところでございます。

○尾辻委員 ちよつと時間がききましたので、終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。